

揖斐広域連合介護予防・日常生活支援総合事業
訪問型サービス（独自）サービスコード表
【旧介護予防訪問介護相当サービス】

令和6年4月施行版

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1176 単位	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ 1日割			日割の場合	÷ 30.4日 39 単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅠ 2		(2) 1週に2回程度の場合	2349 単位	日割の場合	÷ 30.4日 77 単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅠ 2日割							
A2	1321	訪問型独自サービスⅠ 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3727 単位	日割の場合	÷ 30.4日 123 単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅠ 3日割							
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12	1月につき		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1日割			日割の場合	÷ 30.4日 1単位 減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2		(2) 1週に2回程度の場合	23単位 減算	日割の場合	÷ 30.4日 1単位 減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2日割							
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	日割の場合	÷ 30.4日 1単位 減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3日割							
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算				
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算				

通所型サービス（独自）サービスコード表

令和6年4月施行版

【旧介護予防通所介護相当サービス】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1798 単位	日割の場合 ÷ 30.4日 59単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2		3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3621 単位			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合 ÷ 30.4日 1単位減算	-1	1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(I)	150 単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算II		(2)口腔機能向上加算(II)	160 単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480	
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算I1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算I2		事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算II1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算II2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算III1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算III2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)	100 単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算II		(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)	20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)	5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算I	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算II		(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算III		(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算I	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等加算		所定単位数の 11/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2		
A6	8001	通所型独自サービス 1 1・定超					1,798 単位
A6	8002	通所型独自サービス 1 1日割・定超	59 単位	41	1日につき		
A6	8011	通所型独自サービス 1 2・定超	3,621 単位	2,535	1月につき		
A6	8012	通所型独自サービス 1 2日割・定超	119 単位	83	1日につき		

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目		イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場	事業対象者・要支援 1	事業対象者・要支援 2		
A6	9001	通所型独自サービス 1 1・人欠					1,798 単位
A6	9002	通所型独自サービス 1 1日割・人欠	59 単位	41	1日につき		
A6	9011	通所型独自サービス 1 2・人欠	3,621 単位	2,535	1月につき		
A6	9012	通所型独自サービス 1 2日割・人欠	119 単位	83	1日につき		

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和6年4月施行版

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	442	
AF	2113	高齢者虐待防止措置未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算	-4
AF	2114	業務継続計画未策定減算	業務継続計画未策定減算	4 単位減算	-4
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300 単位加算	300
AF	4200	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300 単位加算	300

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用する。